

島根原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可について

当社は、本日、島根原子力発電所原子炉施設保安規定※(以下「保安規定」という。)変更の申請について、経済産業大臣から認可を受けましたのでお知らせします。

これは、本年6月15日に経済産業大臣から発出された島根原子力発電所の点検不備に対する保安規定の変更命令等に対応し、本年8月5日に変更の認可申請(同日お知らせ済み)を行い、審査を受けていたものです。

また、原子力安全・保安院による特別な保安検査の結果、点検不備に係る再発防止対策が着実に実施されていること、島根原子力発電所2号機の点検時期を超過した機器の健全性に問題がないことも確認いただいております。

本日の認可を受け、9月7日から変更した保安規定を施行するとともに、変更内容に基づき、島根原子力発電所に保修部と品質保証部を設置します。

今後も、保安規定を遵守するとともに、点検不備に対する再発防止対策を確実に実施してまいります。

※. 保安規定とは

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定められており、原子力発電所の運転の際に実施すべき事項などを記載している。事業者が定めて申請を行い、国の審査を経て認可を受けるもの。

以上

添付資料

[「保安規定の変更内容について\(概要\)」](#)  [PDF:99KB]

関連情報

[原子力発電\(環境@エネルギー\)](mailto:環境@エネルギー)

保安規定の変更内容について（概要）

保安規定の変更命令	保安規定の変更内容
保守管理業務に係る各組織の役割及び責任の明確化	○ 各保守管理業務を遂行する責任者（例；発電所長， 保守管理課長等）や各保守管理業務に適用するQMS 文書*名（「保全活動管理指標設定および監視手順書」等） を具体的に記載し，保守管理業務に係る役割及び責任を 明確化。
保守管理業務に係る手順の文書化及びその位置づけの明確化	○ 直接原因の再発防止対策に係る保守管理業務の手順を QMS文書に反映し，そのQMS文書名（「点検計画 作成・運用手順書」等）を具体的に保安規定に記載して， 保守管理業務に係る手順を明確化。
保全計画の継続的な見直し	○ 点検・補修の結果，不適合管理，是正処置及び予防処 置の結果を踏まえ，保全計画（点検計画，点検計画表等） を継続的に見直すことを明記。
業務運営の仕組みの強化	○ 業務運営の仕組みを強化するために設置した組織等につ いて，その役割や実施内容を明記。 ・「原子力部門戦略会議」を設置し，規制動向や現状の保 安活動における課題・問題点を把握し，原子力の重要課 題を統括して業務運営の改善を図る計画を検討する。 ・「原子力安全情報検討会」を設置し，保安活動に関する 制度変更に対し，発電所を含めた組織としての適切な全 体計画を策定するとともに，発電所が十分実施可能な合 理的な手順を確立する。 ・発電所の統括機能を強化し責任体制を明確にするため， 関係課を統括する保守部，品質保証部を設置する。
不適合管理に係る組織の役割及び責任の明確化並びに不適合情報の収集・処理の強化	○ 不適合管理に関する責任者の役割を明記するととも に，不適合と思われる情報すべてについて，新設する「不 適合判定検討会」の対象とすることを明記。
安全文化を醸成する活動の取組の強化	○ 安全文化の醸成に向けて設置した組織等について， その役割や実施内容を明記。 ・「原子力強化プロジェクト」を設置し，安全文化醸成等 に関する課題への対応業務を行う。 ・「原子力安全文化有識者会議」を設置し，第三者の視点 から原子力安全文化醸成活動に対する提言を受ける。

※. QMS文書とは
QMS（品質マネジメントシステム）に必要な品質マニュアルや手順書類のこと。